

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第281号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第６号中「公的機関が発行する健康保険証等の顔写真なしのものは２点。」を「公的機関が発行した顔写真なしの証明書であって、提出時において有効であるものは２点。」に改める。

附 則

この要綱は、令和６年12月２日から施行する。